

第二百十一回国会 院 經濟産業委員会 會議録 第五号

令和五年三月二十二日(水曜日)

午前九時四分開議

出席委員

委員長 竹内 讓君

理事 井原 巧君 理事 岩田 和親君

理事 関 芳弘君 理事 細田 健一君

理事 落合 貴之君 理事 山崎 誠君

理事 小野 泰輔君 理事 中野 洋昌君

理事 石井 拓君 理事 石川 昭政君

石橋林太郎君 稲田 朋美君

今枝宗一郎君 神田 潤一君

小森 卓郎君 國場幸之助君

佐々木 紀君 鈴木 淳司君

土田 慎君 富樫 博之君

長坂 康正君 西野 太亮君

深澤 陽一君 福田 達夫君

堀井 学君 牧島かれん君

松本 洋平君 宗清 皇一君

山下 貴司君 阿部 知子君

大島 敦君 菅 直人君

階 猛君 篠原 孝君

田嶋 要君 馬場 雄基君

山岡 達丸君 足立 康史君

前川 清成君 中川 宏昌君

鈴木 義弘君 笠井 亮君

國務大臣 (GX実行推進担当)

財務副大臣 西村 康稔君

内閣府大臣政務官 秋野 公造君

政府参考人 里見 隆治君

(内閣官房GX実行推進室 飯田 祐二君)

長 (經濟産業省經濟産業政策局長)

政府参考人 (内閣官房GX実行推進室次長) 畠山陽二郎君

(經濟産業省産業技術環境局長) 龍崎 孝嗣君

政府参考人 (内閣官房GX実行推進室次長) 田辺 治君

(公正取引委員会事務総局審査局長) 井上 俊剛君

政府参考人 (金融庁総合政策局審議官) 前田 努君

(財務省主計局次長) 林 孝浩君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 原 克彦君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 藤本 武士君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 恒藤 晃君

政府参考人 (經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長) 新川 達也君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官) 南 亮君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官) 山田 仁君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー部) 井上 博雄君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 定光 裕樹君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君

經濟産業委員会専門員 藤田 和光君

委員の異動 三月二十二日

辞任 上川 陽子君 補欠選任 石橋林太郎君

山際大志郎君 深澤 陽一君

馬場 雄基君 階 猛君

山岡 達丸君 阿部 知子君

同日 石橋林太郎君 補欠選任 神田 潤一君

深澤 陽一君 西野 太亮君

阿部 知子君 山岡 達丸君

同日 階 猛君 馬場 雄基君

同日 神田 潤一君 補欠選任 上川 陽子君

西野 太亮君 山際大志郎君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

脱炭素成長型經濟構造への円滑な移行の推進に関する法律案(内閣提出第二二号)

○竹内委員長 これより會議を開きます。内閣提出、脱炭素成長型經濟構造への円滑な移行の推進に関する法律案を議題といたします。この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房GX実行推進室長兼經濟産業省經濟産業政策局長飯田祐二君、内閣官房GX実行推進室次長兼經濟産業省産業技術環境局長畠山陽二郎君、内閣官房GX実行推進室次長龍崎孝嗣君、公正取引委員会事務総局審査局長田辺治君、金融庁総合政策局長審議官井上俊剛君、財務省主計局次長前田努君、文部科学省大臣官房審議官林孝浩君、文部科学省大臣官房審議官原克彦君、經濟産業省大臣官房審議官藤本武士君、經濟産業省大臣官房審議官恒藤晃君、經濟産業省商務情報政策局長野原論君、經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長新川達也君、資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官南亮君、資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官山田仁君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部部長井上博雄君、資源エネルギー庁資源・燃料部長定光裕樹君及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君の出席を求め、説明を聴取したいたしと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹内委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。田嶋要君。

○田嶋委員 おはようございます。立憲民主党の田嶋要でございます。今日も貴重な時間をありがとうございます。

法案の審議が続いておるわけでございまして、前回も参考人の皆様から貴重な御意見を賜ったところでございます。

カーボンプライシングというのが、ようやく日が当たるようになってきたというか、経産委員会

であります。

○階委員 ということは、この一ページ目のイメージ図でいうと、上の方の曲線ですね。ピークから二十兆円ぐらいは減る、単年度でいうと二十兆も減りませんよ、この面積のところ、なおかつこの面積、グレーの部分は、下の方は直角三角形になっていきますけれども、上の方はこの直角三角形の右上の方がちよつと角が取れているようなイメージじゃないですか。角が取れていないという前提で二十兆、こんなイメージでよろしいんでしょうか。

○西村(康)国務大臣 まさに御指摘の、下の方の石油石炭税の方は、仮に直線的に下がっていくとした場合には九兆円、上の方の面積は、これはちよつと変動がありますけれども、仮に仮定を置いて計算をしますと、約二十兆円程度、面積として見込まれるということになります。

○階委員 それで、不確定要素は、この角が取れているところなんです。この角が取れているところを誰が負担するかというところ、二ページ目の数式を書いていきますけれども、二ページ目の左下の図表七、化石燃料賦課金単価の①の数式を見ていただければ分かるかとおり、この角が取れている部分は、化石燃料賦課金単価に反映させるような仕組みになっているんですよ。

なぜこういう仕組みになっているのか私は理解できなかったんですけれども、もしお分かりになれば教えていただけないでしょうか。

○西村(康)国務大臣 ごめんなさい、この数式の、特定事業者負担金というところの関係ですね。(階委員)そうですね。化石燃料賦課金、なぜそこが入っちゃっているのかと呼ぶ。基本は、法案にも示しておりますけれども、この一ページ目の図でいう石油石炭税に相当するものに近い考え方で、F I T賦課金というのは、電力事業を通じて賦課をいただいている分ということでありますので、この特定事業者負担金、いわゆる有償オークションで対応する部分という意味

で、一応のそういう想定を置いてあるわけであります。

○階委員 確かに有料オークションですから、入ってくるお金、読めない部分があるので、足らず前が出るころが角が取れている部分なんだろうと思うんです。でも、これが化石燃料賦課金の方に乗せられるような数式になっているので、本当にそれが公平なんだろうかというふうには思いました。

いずれにしても、新しいこのGX経済移行債です、これで調達した金額、何に使われるか、そしてどのように償還されるか、この辺が非常に不透明なんです。

私がお点で思い起こすのは、これは財務省にきていただいていますけれども、最後に御質問したいと思います。

財務省の方では、最近では、年に一回ではなくて数年に一回ですけれども、特例公債の発行に関する法律を国会で通しますよね。そのときは最大五年なわけですよ。一方、復興債を発行するときも法律を通しましたよね。あのときは、復興特別税とか、日本郵政の株を売るとか、メトロの株を売るとか、たばこの株を売るとか、いろいろなことをして、長年にわたって復興債は出すけれども、償還原資というか、それは明確にしていたと思うんです。

その辺りが、今回のGX経済移行債では極めて漠然としていて、均衡が取れていないのではないかと思っているんです。過去の特例公債とかあるいは復興債と比べて、何か法律上は財政法四一条の例外にするみたいなことが書いてありますけれども、本当にこれを例外として認めていいのかと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。今先生からも御指摘ございましたように、財政法四一条第一項では、非募債主義の原則を掲げます中で、ただし書において例外的に公共事業等に限って公債を発行できるとする建設公債の原則を

定めてございます。

今般のGX経済移行債でございますけれども、特別の立法措置によりましてその発行が認められることから、法形式上はこの財政法四一条第一項の例外として整理をされる特例としての公債の一つというふうに考えてございます。

他方、このような特例としての公債の中におきましても、特定の償還財源を確保しまして、償還期限が定められた公債につきましては、これは財政規律の観点から、従来のいわゆる赤字国債とは違う性格を有するというところで、法律用語ではございませぬけれども、つなぎ国債と称しまして、過去におきましても、先生御指摘のとおり、復興債ですとか年金特例公債というものの発行を認めできたところでございます。

このGX経済移行債でございますが、今、西村大臣からも御答弁ございましたとおり、化石燃料賦課金あるいは特定事業者負担金という償還財源が措置をされているというふうに考えてございませぬ。あるいは、令和三年度という償還期限を明示しているという意味で、その特別の立法措置を行った上で財政法四一条の例外として発行されるものでございまして、過去のいわゆるつなぎ国債と同様のものであるというふうな我々としては考えてございます。

○階委員 ここまで時間をかけて、いかに今回のGX経済移行債の償還財源が不明確だったり、使途が不明確だったりということを論じてきたわけですよ。だから、復興債とは全然違いますよ。

そこで、私は、本当に財政法の例外として認めていいのかということをお尋ねしたんですけれども、ちよつと今の答弁は財務省としていかなものかな、財政規律をどう考えているのかなということを疑問に思いました。

時間が来ましたので終わりましたけれども、そういうことでGX経済移行債についてはいろいろ問題があるということをおっしゃって、質問を終わります。

ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、大島敦君。

○大島委員 大島です。

結構大変な時代に入ったなというのを皆さんの質問を聞きながら思いました。

昨年の九月、一人でラオスを訪れまして、目的は、中国の一路、ラオスー中国鉄道が完成したので、どういう影響があるのかなと。ラオスー中国鉄道は広軌ですから、一旦タイに入るときには、狭軌、狭くなるので、一回物流がそこで起きるので、ラオス政府の主導権は取れているなと思えました。

一日かけて、ずっとラオスの山奥の方に、関西電力さんが、二〇一九年、水力発電所を造って、それで売電をしております、タイに対して。一日かけて悪路を通って視察して戻ってきました、日本と同じように、住んでいらつしやる方をどうやって移転するかということが結構大変で、現地の少数民族の方とお酒を飲みながら、信頼感を醸成しながらダム建設が行われたというお話を聞きました。

そのときに、ラオスは山岳地帯で、ほとんどが水力発電です。それで、タイを経由して、インドシナ、経由してずっと売電しているものですか、シンガポールかな、やはり供給される電力については再生可能エネルギー、ですから、水力を求めているというお話も聞いたりもして、なかなか難しい時代に入っているなと思えました。

今、日本の各企業でも、こういう電源をどうするかについて結構ナーバスになっているかと思っております。こういう電源をどうするかナーバスになっておまして、その点について伺いたいなと思っております。

二〇二三年の三月期から、有価証券報告書にサステナビリティ情報記載欄を新設するほか、人的資本、多様性やコーポレートガバナンスに関する開示の拡充を行っている。企業としても、市場の評価を上げるためにも、購入する電力の由来についてこだわるのが想定される。火力、水力、風力、原子力など、企業が購入する電

源についても、多分、自主的に公開する時代に
入っているかなと考えています。

その中で、レクを受ける中で、先ほどの問いで
も出ましたけれども、EUのタクソノミーについ
て、要は分類ですね、原子力の分類あるいは天
然ガスの分類について一定の方向性が出たとい
うお話を聞きまして、そのことについて確認をさ
せてください。

○井上(後)政府参考人 まず、金融庁所管部分に
ついてお答えさせていただきます。

企業情報の開示に関しては、先生御指摘のと
おり、内閣府令等をこの一月に改正いたしまして、
有価証券報告書において、企業のサステーナビリ
ティー情報に関する記載欄の新設や、人材育成方
針や女性管理職比率等の人的資本や多様性に関す
る開示の拡充、並びに取締役会の活動状況等の
コーポレートガバナンスに関する開示の拡充等
を行いました。

本改正を踏まえまして、二〇二三年三月期決算
から、有価証券報告書においてサステーナビリ
ティー情報に関する考え方や取組を開示するこ
とが義務づけられるものになります。

○畠山政府参考人 お答え申し上げます。

EUタクソノミーのことについてお尋ねいた
だきましたけれども、これは、サステーナブルフ
ァイナンスを推進するため、経済活動が環境的に持
続可能かどうかを判断するための基準として、E
UタクソノミーをEU独自に定めているもので
ございます。

その中の扱いで、火力や原子力のこともお触れ
になりましたけれども、原子力及びタクソノミー
についても、昨年の七月に、一定の条件を満たす
場合にはタクソノミー適格になった、このように
承知しているところでございます。

○大島委員 私、大分前ですけれども、一九八三
年から八七年まで、西ドイツの駐在員の時代に、
事務系なんですけれども、技術系の方と一緒にI
SOのワーキンググループ、小さな国際標準を決
める会議に出たことがあります。鉄の鋼管、パイ

プの非破壊検査の傷の形状、参考になる傷の形状
を決める国際会議で、もう今から四十年近く前
なんですけれども、当時、技術系、技術者から言
われたのは、大島さん、ISOというのは国際スタ
ンダードだけれども、これは非関税障壁をなくす
国際スタンダードだけれども、EUはこれを
自分たちの非関税障壁として使っているという話
を、もう四十年ぐらい前に聞いていました。

EUは今ですと二十七か国、様々な国がありま
す。原子力に依存しているフランスから、ス
ウェーデンから。この二十七か国で一定の基準を
決めて、国際会議だと二十七票にばらして投票す
るものから、EUのスタンダードをよく見て
おかないと、私たちの産業政策の足下がく
まうのではないかなという危惧を持っています。
ですから、二〇一五年ですか、電力のシステム
改革が行われて八年たつて、僕は一定の見直しを
行ってもいいかなとは思っています。

〔委員長退席、中野(洋)委員長代理着席〕

先日、おとといですか、姉崎の火力発電所を訪
れまして、一番今年稼働した最先端の火力発電所
と、四十年以上前の発電所、両方見るのができ
まして、エネルギー効率は、最先端の火力発電所
だと、これは六三%ぐらいかな。四十年以上前
だと四割ぐらいですから、大分その燃料効率は上
がっています。

なかなかシステム改革で大変だったなと思うの
は、昨年、一昨年の電力が非常にタイトなとき
に、この四十年前の火力発電所を、廃止を前提と
しながら一旦休止しているところを、もう一回、
作業して発電できるようにしたというのを、プラ
ントを全部見せていただいていた中で、これは結
構大変なことですよ。

だって、ズルツァーという、ドイツのモーター
があつたりもして、汎用品はほとんどない中で、
オペレーションも、最先端の火力発電所は三基
あつても四名ぐらいで管理できるようなシステム
が、もう壁一面にいろいろな計測装置がついて、
スイッチがついて、燃焼していきまうから、それ

をしつかり制御しながらやっていく。要員、作業
員はどうしたんですかと伺つたら、昔ここに携
わつてくれた人を、みんな来ていただいで、よう
やくできたということ。

ですから、電力のシステム改革は、確かに総括
原価方式を改めて民間に任せて効率性を狙うとい
うところも必要だと思ふんだけれども、効率性を
狙うことと、あと安全性を狙うことというのは二
律背反だと思つています。特に電力については供
給責任がありますから、プラスアルファ供給責任
がある中で、効率性、安全性を加味しながら動か
すというのはなかなかしんどいかなというのが
ありまして、これは次の法案のときにしっかりと議
論をさせていただきたいと思つています。

そこで、こういう時代背景を置きながら、大臣
としては、二十兆円の脱炭素成長型経済構造移行
債等を発行して、民間から百三十兆円出して
だいて、百五十兆円で十年間しっかりと手当てを
していくということなんですけれども、方向性とし
ては、私、間違っていないと思つています。

私は、昨年も議論させていただいたかもしれな
いんだけれども、新型コロナウイルスの財政出動も、去年
の二月で二百兆、新型コロナウイルスの補正があつて二百三十
兆ぐらい出していますから、ここ十年間で二百三十
兆を超えて、研究開発を中心とした需要をつくら
ない限りは、日本の民間企業は乗つてこない
と思つています。

一九九〇年代後半に、日本は産業政策をやめて
民間に任せただけです。その中で民間に任せて
何が起きたかということなんですけれども、特に
一九九〇年代後半、民間に任せて、その後のこと
をよく考えてみる必要があるかと思ふんですけ
れども、何が起きたかというところ、やはり、私もサ
ラリーマンだったので、上場企業サラリーマンの
経営者の心象風景を理解しないとなかなかうまく
いかないと思つている。

ですから、黒田前日銀総裁が金融緩和を始めた
ときに、事務次官経験者の経済官僚の方とお話し
したときに、絶対にイノベーションは起きないと

断言しておりました、当時の日本経済は起きない
んですよ、イノベーションは。

特に、今の日本経済、どう見立てかとい
うと、私、三十八歳で鉄鋼会社から生命保険会社
に転職しまして、そのときに、最初は営業の戸惑い
があつたものから、先輩に相談したら、営業
心理学という米国人が書いた本を薦められまし
て、その中で、営業マンは何を売るかという
と、ステーキ肉を売るな、ジュージューしているとい
う音を売れ。これは、政策はこうあらなければい
けないなと思つていました。

こんな例えがありまして、大人が押しでも引
てもびくともしない子牛がいた。一向に納屋に入
ろうとしない。そこに少女が来て、にこにこしな
がら子牛の口の中に自分の指を入れる、子牛
は、母牛を追うようにおとなしく少女の後に従
い、小屋に入った。

僕、高度成長期の日本経済は子牛だつたと思
う。当時の通産省の産業政策は、この指だつた
と思うんです。だから、通産省のように予算規模が
そんなになくても、子牛ですから、うまく経済誘
導して発展した時代があつたかと思う。

九〇年代後半、今どうなつたかというところ、こ
の間、落合さんが指摘していたのを、こ
ういう例えを使うとすれば、日本は、バブル期のト
ラウマで、二〇〇〇年代以降、非正規を増やすこ
とで人件費を固定費から変動費に変え、銀行から
の借入を返済して無借金経営になって、新規事業
には臆病になって、そのことで積み上げた内部留
保で二〇〇八年リーマン・ショックは乗り切つ
た。

その後どうかというところ、二〇一二年以降は、ゼ
ロ金利、ETFによる株価で支える円安誘導で、
リスクを取らない経営こそが株主総会で経営責任
を追及されないの、更に内部留保を積み上げて
新型コロナウイルス感染症を乗り越切つているの
で、更に多分消極的な経営しかないはずなんで
す、今、我が国には。だからこそ、私は、通増的
に二百兆の十年間の財政出動は必要だと思つてい

る。
今回の二十兆円なんですけれども、いろいろと議論がある中で、財務当局とやり取りがあったと思うんです。

私は赤字国債を発行してもいいかなと思ってる。交付国債等を研究して、発行して、ただ、その使い方については、ちゃんと国会の議論、国民の議論を深めて、どういうふうに研究開発投資をしていくのかを含めて議論した方がいいと思ってる立場で。

財務当局との交渉の経緯で、実はこうしたかったんだけど、いろいろとあったはずなので、そのことを一言だけ下さい。政府参考人で結構です。

〔中野(洋)委員長代理退席、委員長着席〕
○飯田政府参考人 お答え申し上げます。

今お話をいろいろいただきました。本当に日本経済、厳しい状況になっておまして、先般も御質問いただきました。私ども、経済産業政策新機軸ということ、日本経済を立ち上げるように、しっかりと取組をしております。

今回のGX推進法もその一つだと思っておりますけれども、二十兆の支援のみならず、カーボンプライシング自体は、これは、炭素排出量を削減した事業にある意味付加価値を上げて、この仕組み自体も、むしろ脱炭素、それから、そういう産業を育成することにもつながってまいりますので、私どもとしては、これは両輪で進めるということ、何か財務省と相談してこうなったということ、当初から議論を進めて成案に至った、そういう経緯でございます。

○大島委員 特会ですから、内容の透明性についてはしっかりと担保してほしいなと思います。
この二十兆円、どうやって使うかなんですけれども、使い方について分かりやすく言うと、超長期があってもいいと思うの、超長期。
日本の研究開発の現場、この間も産総研に行っ

てペロブスカイトの研究者とお会いしてきました。最近、ここ一、二年は大洗町を訪れて、そこ

では高速増殖炉「常陽」とかあるいは高温ガス炉の研究を聞いたり、あるいは三菱重工さんでは発電用タービンの現場を見たり、あるいは核融合の研究施設の、茨城県あるいは六ヶ所でも見させていた。ただ、核燃サイクルもそうなんですけれども。

そういう中で、今回の二十兆円は、超長期、要は、研究開発が二、三十年かかりますから、超長期の、運営費交付金を上げていくという超長期、あと長期がありますよね、中期があつて、多分、短期の、足下の経済政策がある中で、きつと中期ぐらいかなと思うんだけど、スコープとしては、その点についてどのように考えればよろしいでしょうか。

○岡山政府参考人 GXを進めていく上においては、今まさに先生御指摘のように、超長期の対応、長期の対応、中期の対応、短期の対応、全て必要だということに考えております。

超長期の対応としては、やはり、研究開発だと思っております。これは、GI基金で、先進的な、革新的な研究開発について支援をする、更にその実装まで含めて考えて支援をするということをやっております。さらに、超長期ということ、これは同じGX移行債の対象になるものでございますけれども、文科省の方において、やはり、これはGteXと彼らは呼んでおりますけれども、基金を設けることで予算計上しております。そういう中で超長期の対応も支援する。

その上で、当然、研究開発がうまくいったものについては、きちつと社会実装をしなければ意味がないということでありますので、その実装に向けた取組、さらには政府による支援も含めて、このGXの移行債、二十兆円の資金も使いながら、そして、カーボンプライシングの仕組みで炭素排出に値がつくということをインセンティブにしながら実現していきたい、このように考えているところでございます。

○大島委員 分かります。例えば、私、鉄鋼業出身ですから、水素還元製鉄というのは中期ぐらいに入るのかなと思っております。ですから、今回の資金と民間企業を含めて研究開発、長期的には、ここにも書いてあるんですけど、核融合炉というのは結構長期のテーマですから、ここには入らないのかなと思うんですけど、それについて手短かに御答弁をお願いします。

○岡山政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘の核融合炉の実験炉につきましても、支援の要件を満たすものであれば、支援の対象になり得るということでございます。
一方で、核融合はまだ国際連携による基礎研究段階にありまして、必要に応じて有識者の御意見を聞きつつ、既存の支援制度の状況も踏まえ、予算編成の過程で検討していくということになるか、このように考えております。

経済産業省といたしまして、将来の選択肢として、内閣府や文科省等の関係省庁と連携し、引き続き、こうした核融合炉も含めた研究開発の取組を進めてまいりたいということに考えております。

○大島委員 水素還元製鉄はもう前提ということよろしいですか。

○岡山政府参考人 お答え申し上げます。

水素還元製鉄は、抜本的にCO₂を削減する革新的技術でありまして、既にグリーンイノベーション基金を活用した研究開発が行われておりまして、今後、GX経済移行債の要件を満たせば支援対象となり得ることでございます。鉄鋼業を含めて、こうした産業界の競争力強化と排出削減の両立に向けた真剣な取組は、研究開発のみならず社会実装も視野に入れて、政府として大胆な支援を行っていききたい、このように考えているところでございます。

○大島委員 政府が掲げている革新炉ですか、革新軽水炉、小型軽水炉。これはどつちかといえば革新炉と言えるかなと疑問に思っています。高速増殖炉「常陽」、「もんじゅ」、私が会社に入ったとき

の一番最初の仕事で、高速増殖炉の核燃料棒を全部ぎしつと詰める六角形のステンレスのシームレスパイプの工程管理だったものですから、もう四十年前以上に知っているワードが「常陽」、「もんじゅ」でして、高温ガス炉、核融合炉、これは研究者の皆さんとは意見交換をさせていただいてます。

その中で、今回のGX投資の中で、本当に商用炉に投資するのか、ある程度、実験炉とか実証炉なのか、その辺のスコープというのは決まってるんじゃないでしょうか。

○岡山政府参考人 御指摘の、高温ガス炉あるいは高速炉のことに言及をいただきましたけれども、今後十年間ということ考えますと、御指摘の高温ガス炉や高温高速炉というのは研究開発、実証の段階にあるということだと思っております。この点につきましては、既に、第六次エネルギー基本計画においても、人材育成や研究開発等に必要試験研究炉の整備を進める方針を示しており、高速炉、高温ガス炉の実証炉の建設についての研究開発の取組を進める中で、具体的な対応を検討していくことになると思います。

ただ、十年間ということだと、まずは研究開発、あるいは実証ということだということに考えております。

○大島委員 あと、残りのものはいかがでしょうか。革新軽水炉と小型軽水炉。

○岡山政府参考人 これは、中身について具体的にどういう予算を措置するかということ、先ほど御答弁させていただいておりました。毎年年度予算編成の中で検討していくことになりました。そういう中で、初年度発行する一・六兆円の中に、大臣からも御答弁申し上げたとおり、百二十三億円の原子力関係の研究開発、実証の予算が入っているところでございます。

その意味で、今、予算項目として、商用炉の整備ということの何かが予算が計上されているということではないと思うふうには認識しております。
○大島委員 なかなか難しい時代だと思うのは、

やはり、先ほど指摘をさせていただいたヨーロッパの原子力とかあるいは自然ガスに対する考え方の違いをしっかりと見ておかないといけないのかなと思っていて、原子力は国策民営でやってきていますから、やはり最終処分問題は、私、結構大切だと思っている。このまま直接処分だと十数年ですか。再処理した後で八十年ぐらい。高速増殖炉だと三百年とか、あるいは、文科省で研究している群分離・核変換技術の確立と実証などの将来投資とかいうと三百年ぐらいですか。ですから、こういうところは丁寧に行った方がいいと思っている。十万年とか八千年と聞くと、これはやはりしっかりと国として責任を持った方がいい事業だと思うから。

これは今回の法案のときに議論しますけれども、特に発電部門は合理化を迫られていますから、民間企業としてはコスト部門ですから。合理化と安全性と供給責任のバランスを取るといのが今後の課題だと思っている、これは次回、議論をさせていただきます。

それで、次の質問なんですけれども、先ほど申し上げました、一つには、特定事業者負担金の対象となる特定事業者、これは発電事業者しかないという聞いておまして、具体的にどのような発電事業者を想定しているのか、その点について御答弁をお願いします。

また、特定事業者排出枠の具体的な設定方法、排出枠を超過した場合の対応等についても、手短にお考えを聞かせてください。

○**岡山府参考人** 御指摘の特定事業者負担金につきましては、諸外国の事例にも倣い、再エネ等の代替手段がある発電部門で、二〇三三年度から導入することといたしております。

対象となる特定事業者は、効率かつ効果的に発電部門の脱炭素化を進めるため、産業部門など他者に供給する電力が多い電力事業法上の発電事業者のうち、排出量の多い者を対象とするということとを規定しております。

また、特定事業者負担金につきましては、経済

産業大臣が、特定事業者に対して、発電事業者に係るCO₂の排出量に相当する特定事業者排出枠を有償又は無償で割り当てることとしておりまして、この有償での割り当てについては、入札方式、いわゆる有償オークションで実施することによって規定をさせていただいております。

今回の法律案では、特定事業者負担金につきましても、排出枠を超過した場合という御指摘の部分につきましても、来年度から開始するGXリーグの実施状況なども踏まえつつ検討していくことになるというふうにご考えております。

他方で、GXリーグにおける排出量取引制度では、自ら排出削減目標を設定し、ブレッジ・アンド・レビュー方式で実施するものであり、目標達成に向けた規律が働く、そういう枠組みとなっております。今後、関係者ともそこも含めた対話を重ねながら検討を深めていきたい、このように考えております。

○**大島委員** 一つ飛ばしまして、事業者にとつて、メンテナンスなど設備更新、様々な合理化や人件費削減にも限度があり、価格転嫁が難しくければ、経営としては、安定供給を念頭に置きながらも、火力発電部門からの撤退も考えざるを得ないのではないかと思います。

人員整理については、電力会社で働く従業員は安定供給と引換えにスト権が認められていないので、その点の考え方を伺いたいんです。

実は、今回の政府から出ている電源構成を見ると、結構革新的な電源構成でして、化石燃料に頼る部分が半分ぐらいになってしまおうという、七年間で。結構革新的な電源構成を得ているものから、今の化石燃料に携わっている、LNG、石炭、石油等の発電部門の従業員の皆さんが多く影響を受けるのではないかなと思っております。

これは、総括原価方式と相対でスト権が認められたと思うので、その点について。別にストする

わけじゃないんですけれども、僕は経営の緊張感を持つてほしいと思っている。やはり、民間企業だと、今回の春闘でもスト権を確立してから交渉している、より深い議論をしているんですよ、各民間企業は。スト権がないことによつて、緊張関係がないことがよくないかな。緊張関係があることが経営に対する安定にもつながると思っております。その点についての考え方を聞かせていただければと思います。大臣、お願いします。

○**西村(康)国務大臣** まず、電力の安定供給、エネルギーの安定供給は、国民生活、経済活動の基盤でありますので、様々な国際情勢の変化などありますが、それに適切に対応しながら、安定的、経済的な電力供給を実現することが重要であるというふうにご認識をしております。

当然、脱炭素化に向けた取組はしなければいけませんので、その間の、いわゆる過渡期という移行期間という、足下においても、再エネの変動性がありますので、天候でかなり変動があります、それを補う調整力や供給力を持つ火力の活用は引き続き重要であるというふうにご認識をしております。

その中でも、特に、石炭、石油に比べて、より排出量の少ない天然ガス、LNG、これはカーボンジエネというエネルギーだという認識をしております。需給が世界的に逼迫している中で、このことについてはかなり共通の認識が先進国、G7でありますので、G7におきましても、上流投資の必要性についても議論したいというふうにご考えているところがあります。

その上で、今回の成長志向型カーボンプライシングにつきましては、先ほど来御説明もありませんとおり、繰り返しませんけれども、発電事業者に対する有償オークションは三三年度から導入するといったこと、それから、総負担を中長期的に減少させていく、負担が増えないような範囲内で導入していくこと、そして、先行投資二十兆円、支

援をしていくといったようなことを通じて、火力を含めた発電事業者の先行的なGX投資を促しながら、電源の脱炭素化も促していきたい。これは水素、アンモニアの活用なども含めて、そうしたお取組を進めていきたいというふうにご考えております。

あわせて、供給力確保の観点からは、発電事業者の投資回収の予見性を高め、将来必要となる供給力を確実に確保するための制度的措置なども検討し、導入することを考えながら、GXの推進と安定供給、両立を考えていきたいというふうにご考えております。

今回、多くの企業におきまして、ストのようなことが起こらずに、経営者側も非常に前向きに賃上げに取り組んでくれているものというふうにご承知をしておりますが、発電所においても、運転、保守、燃料輸送など、まさに我々の生活、経済を支えていただいているということでもありますし、地元の雇用にも貢献されているものと承知をしております。

GXを推進していく上でも、こうした点、電力の安定供給確保という点も十分に頭に置きながら進めていきたいというふうにご考えております。

○**大島委員** ありがとうございます。

プラントというのは、特に熱を使うプラントは、熱変動が多いと結構傷むものなんです。火力発電所もそうですし、石油化学もそうですし、鉄鋼業もそうなんですけれども。

太陽光あるいは風力、非常に大切で、今後伸びていくことは大切なんですけれども、変動幅が多いので、これを多分、火力で吸収するわけですよ。そうすると、火力発電所の操業というのは、スイッチを切ったり入れたりしながら、本当に一定の操業レベルを保てないと劣化も激しいはずなの。やはりこれまでとは違う時代かなと思っております。

そこで、特定事業者負担金の対象となる特定事業者については、発電事業者に限定されると。先ほど申し上げましたとおり、二〇三〇年の電源構成

成、二〇一九年の電源構成に比べて、火力発電の発電量は大幅に削減される。火力発電に携わり雇用される関連会社、プラントメーカーを含めて、従業員への影響が結構大きいのではないかなと思っております。ですから、この点については是非お願いしたい。

もう一つは、二〇三〇年の電源構成は、事業を行っている立場から見れば野心的であり、七年後しかないのですから、様々な理由から物事は計画どおりにならないケースもあるかと思うんです。やむを得ず火力発電に頼る場合もあるかもしれない。その場合、火力発電の削減は、自家発電も含めて、政府はどのように対処をしていくのか。もつと進むケースもあると思うし、計画どおりかもしれないし、計画より遅れるかもしれない。様々な要因があるものだから、ここについてどのように考えるのか教えていただければと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。
まず、委員から御指摘いただいておりますように、脱炭素化というのを進めていく上で、一方で安定供給というのは非常に重要で、かつ、欠くことのできないことだと思っております。電力システム改革で自由化がされ、競争の中でという中で補い切れない部分については、それを補完するための仕組みとこの観点からの見直し、検討というのは重要な点だと思つて、今検討を進めているところでございます。

今御指摘ございました、今回御提案している制度の導入に伴います負担増ということに伴う発電事業に関する事業の悪化ということに対する対応でございますが、火力発電を始めとした発電事業というのについて言いますと、重要な電源であるということと同時に、地元の経済、雇用という意味で考えましても、これに貢献する大変重要な点がある。休廃止による懸念をする声があることも、よく存じ上げているところで、承知しているところでございます。
エネルギー基本計画の中におきましても、火力

発電所が地方税収、雇用、地元企業への外注等を通じて地元経済に貢献している中で、地域経済や雇用への影響等を踏まえながら、地域の実情等に応じて検討していくことが必要だという旨を記載しているところでございます。

今後、この制度の導入に伴いまして、様々な導入の状況に応じた変化というのが生じるものと想定されるところでございますが、この状況についてはしっかりと注視しながら、安定供給と脱炭素、そして同時に、様々な経済、雇用への影響等も勘案しながら、対処措置を取っていききたいと考えてございます。

○大島委員 ありがとうございます。
私、考え方として、政治は経済力によって政策の自由度が決まると考えていまして、経済はその国が持っている科学技術の創造性を超えては発展しないと思つていまして。

私も、産業総合技術研究所、さつき言ったベロプスカイト、あるいは理化学研究所、おおむね全ての研究機関を訪れているものですから、研究者の皆さんから、大島、大変だという声は聞きません。でも、見るからに大変です、資金がありません。もう本当に基礎研究が疲弊しています、我が国は。

ですから、様々な今出ている今回の政策もそうですし、防衛三文書もそうですし、本当に日本の科学技術力がそこまで担保できるのかというところ、担保できないと思つていまして。超長期的な視野も含めてしっかりと温めていかないと、お手元の資料のとおり、研究開発費を削つたら、給与、伸びなかつたという時代です。

特に、もう一つ不安定要素があつて、言論の自由があつて、社会全体での自由な発想が生まれ、独創的な発想が喚起されて、ビジネスのイノベーションが起きると思つているものですから、今の中国のように、三期目に入って、テンセントもそうだし、アリババ集団もそうだし、ティックトックもそうだし、結構、政府の資本が入つていると自由な発想ができなくなりつつあるので、そ

うすると結構リスク要因かなと思つているんです、こういうところで。

ですから、今後の日本経済を考える中で、エネルギーをどういうふうにやっていくのか。特に、長期的なテーマ、先ほど私が申し上げました、やはり、三百年。長いですよ。三百年も。そのくらいまで圧縮できるような技術の確立というのは必要だと思つているの。これが、我が国、人類に対する責任だと考えているものですから、その点も視野に入れながらしっかりと政策を進めていきたいなと。

大臣、最後に。
先ほど子午の例を出しましたけれども、今の日本企業は、大分、子牛じゃないんですよ。もう成人を迎えて、ひよつとしたらピークアウトしているかもしれないので、それで恐らく今回二十兆円というのが出てきたのかなと思つているの、その文脈の中で。

だから、要は、しっかりと政府が研究開発の需要を喚起していかないと、当面、民間企業はついてこれないと思つていまして。これは、この間、落合先生がおっしゃったことと同じなんですけれども、是非お願い申し上げます。

最後に、いつも中小企業のこと、気になるものなんです。
GX実現に向けては、中堅・中小企業を含むサプライチェーン全体での取組が不可欠である、資金力、技術力等でGXへの取組が困難な事業者が取り残されないような支援が必要と考えています。GX基本方針においても、中堅・中小企業のGXを推進していくとしております。政府は、も

のづくり補助金のグリーン枠の大拡充や、事業再構築補助金のグリーン成長枠の要件緩和等の取組を行つてきていることは知つているんですけれども、なかなかこういうことができるのは中小・中堅企業でも相当前向きな会社だと私は思つていまして、是非、更なる取組を強化していただきたいということで、最後の御答弁をお願いいたします。
○西村(康)国務大臣 御指摘のように、日本経

済、社会を更に発展させていく、より豊かな生活をしていくためにも、イノベーションは欠かせないものであります。産総研も御視察もいただいて、大変前向きな評価をいただいております。しっかりと、国内の民間資金も集めながら、更にイノベーションを進めていくよう取り組んでいきたいと思つていますし、また、御指摘の中堅・中小企業がまさにこの大きな流れの中で取り残されることのないよう、むしろ、何か新たに挑戦をしていく、そんな姿勢をものづくり補助金、事業再構築補助金などしっかりと支援をしていきたいというふうにご考えております。

○大島委員 終わります。ありがとうございます。
○竹内委員長 次に、足立康史君。
○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

前回は排出権取引市場について質問させていただきましたが、聞いていただいていた方は、見ていただいたとおり、若干、私、勘違いをしながら、今回の法案、これはまさに脱炭素成長型経済移行ですから、フレームが基本的にはできているのかな、こう思つていたわけですね。

でも、確かに、条文をもう一回読んでみました。もう一回条文を読むと、基本的なフレームは二年以内につくるということになつていて、それが非常に私の頭を混乱させたわけですね。

要は、排出権取引市場のフレームは基本的なことも含めて決まっていなくてもかかわらず、二〇三三年の有償オークションのスタート地点と規模と対象は決まつていくわけですね、細田先生。名前を呼んだら嫌ですよ。

ほとんど何も決まつていない、それを二年以内につくる、でも、二〇三三年の有償オークションについては三つの点でピン留めをしちゃう。これはちよつと、私の理解がなかなか難しかった点なんです。今日はその点を解きほぐしていきたいと思つています。